

令和7年度 危険物安全週間実施要綱

【目 的】

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、「危険物安全週間」を設けるものとする。

【期 間】

令和7年6月8日（日）から6月14日（土）までの7日間
毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの一週間）

【推進標語】

「危険物無事故へ挑むゴング鳴る」

【主 催】

消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会及び（一財）全国危険物安全協会

【実施機関】

三木市消防本部

【推進団体】

三木防火協会、兵庫県危険物安全協会

【重点目標】

- （1）危険物安全週間の趣旨の徹底
- （2）危険物施設における事故防止対策の推進
- （3）危険物施設における保安体制の整備促進
- （4）セルフスタンドにおける安全対策の推進
- （5）危険物に関する知識の普及啓発

【実施行事】

実 施 行 事	日 時	場所・機関	実 施 内 容
広報紙配布	5月下旬	危険物施設 事業所	危険物安全週間を関係者に周知徹底するため実施要綱やポスター等を送付する。
危険物施設 立入検査	随 時	危険物施設 事業所	管内の危険物施設に対する立入検査を行い、危険物の貯蔵取り扱い等に伴う基準適合について指導を行う。
懸 垂 幕 のぼり旗掲出	期 間 中	消 防 本 部 防 火 協 会 会員事業所等	消防庁舎に大型懸垂幕を掲出。防火協会会員事業所及び管内のセルフスタンドに、のぼり旗、ポスター等の掲出を依頼し注意喚起を図る。
広報紙発刊 及 び 掲 載 依 頼	期 間 中	消防本部	「広報みき」をはじめとする広報誌及び新聞等により、広く住民に危険物の安全確保を呼びかける。